

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「協働」「教育」「交流」による地域活性化プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

東松島市

3 地域再生計画の区域

東松島市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

本市においては、東日本大震災からの復興実現に向け、住宅再建を最優先とし、市民の安定した住環境を取り戻すことを目標にまちづくりに取り組んできたが、あわせて、将来のまちの”あるべき姿”、「誰もが暮らしたくなるまちづくり」へ向けて、交通や産業の再建、まちの本格的な機能復旧、低炭素化社会の実現、コミュニティ活動の更なる発展に向けて、チャレンジを続けている。

また、本市は、「仙台・石巻にアクセス可能な交通の利便性」、「里地・里山・里海も楽しめる自然豊かな住環境」といった利点のもと、地域資源を活かした健康観光の推進（地方創生加速化交付金の活用）など「新しいひとのながれ」をつくる取組を進めている。

こうした取組みの推進に加え、本事業においては、地域に根ざした地域づくりである「協働」、地域から学ぶ「教育」、地域を伝える「交流」を柱とした地域活性化に取り組む。本事業により、新しい人の流れを拡大し、本市の構造的な課題の解決を図るとともに、東日本大震災を契機に、多くの日本人が考えた、豊かな暮らしの定義、価値観の変化に対応する時代に合ったまちを実現する。



4-2 地域の課題

本市は、東日本大震災により 1,134 人の市民を失い、住居を失った市民約 2,000 人が市外に転出したことから、震災前から約 3,400 人が減少し、本市の人口減少段階を推計すると、年少（0 歳～14 歳）・生産年齢（15 歳～64 歳）共、大幅な人口減少が見込まれているほか、高齢化率も上昇している。人口減少や高齢化に伴い、地域コミュニティの衰退や耕作放棄地の増加など、地域における課題が顕在化するおそれがあり、特に本市に点在する空き家や空き地については、人口減少等に伴いその増加が見込まれており、衛生環境の悪化（雑草、ゴミの発生等）や治安の悪化（不法侵入、放火等）が懸念されている。同時に、防災集団移転促進事業を活用し、被災された市民から買い取った約 200ha の宅地（以後、「被災元地」という。）については、一部、食糧生産等の再利用を図っているものの、その多くが原野の状態となっており、その維持管理費用について、年間約 3 億円程度の財源が必要になると本市では試算している。

また、震災の爪痕は自然景観にも深刻な影響を及ぼしており、「余景の松原」等、本市の大きな観光資源であった豊かな自然景観が失われ、震災前、年間 110 万人であった交流人口が震災後は約 25 万人に減少するなど、極めて深刻な状況にある。

さらに、本市においては、東日本大震災により各地域内のコミュニティが分断されたことに加え、集団移転団地に多くの住民が転入したことから、地域コミュニティの再生・形成が急務となっている。また、人口減少・高齢化に対応するためには、地域の住民が地域の課題に対して自ら考え、課題解決に向けた取組が不可欠となっている。こうした背景を踏まえ、過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して先行的に実施している「小野地域コミュニティ再生事業」においては、地場製品のブランド化や販売、地域循環交通の提供等について検討しており、地区住民の買い物に関するアンケート調査によると、困りごととしては「商店が地域にない」という回答が最も多く（約 6 割）、欲しいサービスとしては「定期的を開催する地場産品市場」が最も多く（約 4 割）なるなど、地場産品の直売に対する一定のニーズが伺える結果となったが、これらを具現化するための拠点づくりが課題となっている。

このような課題は、地域コミュニティの縮小等による地域の「活気」や「誇り」の喪失や、本市財政状況の悪化に伴う行政サービスの低下、地場産業の衰退に伴う経済規模の縮小をもたらし、これらの問題が社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こすという負のスパイラルを引き起こす。

4-3 目標

地域の活気や誇りを取り戻すためには、意図的に外の社会と交流をおこなう仕掛けが必要である。世代間福祉の取組み、つまり、過去から何を受け継ぎ、未来に何を引き継ぐかという内部（地域、市民）の視点と、この時代、環境、価値観等において、今、何が売りものになるのか？という外部（顧客）の視点が必要である。

本事業においては、こうした内部・外部の視点に加え、里地・里山・里海や被災元地を活用した「協働（地域と移住者の連携によるコミュニティビジネス）」、「教育（（仮称）東松島

市版カレッジ構想)」、「交流 (コレクティブハウス、コロニーハウスの促進)」 (=東松島3C政策) の展開により、交流人口の更なる拡大や、空き家の利活用等を通じたお試し移住の促進による地域経済の活性化を実現するとともに、被災元地の有効活用により捻出された財源を行政サービスの向上に充てることが可能となる。また、本事業により、小野市民センターにおいて、地域活動・生活サービスの拠点を集約・確保するとともに、集団移転団地に転入した住民と震災前から居住している住民との交流の機会を提供することで、地域コミュニティの再生・自立を図る。さらに、本事業実施地区 (小野地区) を、小さな拠点づくりのモデル地区として位置付け、市内の他の地区への横展開 (コミュニティビジネス化の支援) を図ることで、「人・モノ・サービス」を循環させ、地域の暮らしを地域で支えるという、人口減少・高齢化社会に対応したまちづくりを推進する。

本事業の推進により、本市の構造的な課題の解決を図るとともに、国が推進する「生涯活躍のまち (日本版 CCRC)」の概念に基づき、地勢による利便性、住環境の良さ、市民協働や教育などの地域資源が有機的に連携した時代に合った新しい暮らし方の実現を図る。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成 28 年度 (1 年目)	平成 29 年度 (2 年目)	平成 30 年度 (3 年目)
新たなビジネス に取り組む実施 主体数	0 主体	1 主体	1 主体	2 主体
お試し移住件数	0 件	10 件	30 件	60 件
雇用創出数	0 人	10 人	31 人	61 人
移住転入者数	0 人	0 人	20 人	20 人
空き家バンクへ の登録件数	0 件	0 件	5 件	5 件
空き家バンクへ の希望申込件数	0 件	0 件	3 件	3 件
直売所の使用料	0 千円	0 千円	0 千円	3,000 千円
通信販売の売上	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

	平成 31 年度 (4 年目)	平成 32 年度 (5 年目)	KPI 増加分の 累計
新たなビジネス に取り組む実施 主体数	0 主体	0 主体	4 主体
お試し移住件数	0 件	0 件	100 件
雇用創出数	2 人	3 人	107 人
移住転入者数	0 人	0 人	40 人
空き家バンクへ の登録件数	0 件	0 件	10 件
空き家バンクへ の希望申込件数	0 件	0 件	6 件
直売所の使用料	4,000 千円	5,000 千円	12,000 千円
通信販売の売上	2,000 千円	4,000 千円	6,000 千円

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

東松島市では「市民協働」の理念に基づき、市民の「心」をあわせてまちづくりを進めてきた。この方針のもとで、地域の自治組織が立ち上がり、東日本大震災では自治組織を中心に市民が互いを助けあうという共助が展開され、「心」のつながりだけでなく、「人」による活動のつながりへと発展させてきた。

今後のまちづくりにおいて、さらに地域の活気や誇りを取り戻すためには、意図的に外の社会と交流をおこなう仕掛けが必要である。世代間福祉の取組み、つまり、過去から何を受け継ぎ、未来に何を引き継ぐかという内部（地域、市民）の視点と、この時代、環境、価値観等において、今、何が売りものになるのか？という外部（顧客）の視点が必要である。

本事業においては、こうした内部・外部の視点に加え、里地・里山・里海や被災元地を活用した「協働（地域と移住者の連携によるコミュニティビジネス）」、「教育（（仮称）東松島市版カレッジ構想）」、「交流（コレクティブハウス、コロニーヘーブの促進）」（＝東松島3C政策）の展開により、交流人口の更なる拡大や、空き家の利活用等を通じたお試し移住の促進による地域経済の活性化を実現するとともに、被災元地の有効活用により捻出された財源を行政サービスの向上に充てることが可能となる。また、本事業により、小野市民センターにおいて、地域活動・生活サービスの拠点を集約・確保するとともに、集団移転団地に転入した住民と震災前から居住している住民との交流の機会を提供することで、地域コミュニティの再生・自立を図る。さらに、本事業実施地区（小野地区）を、小さな拠点づくりのモデル地区として位置付け、市内の他の地区への横展開（コミュニティビジネス化の支援）を図ることで、「人・モノ・サービス」を循環させ、地域の暮らしを地域で支えるという、人口減少・高齢化社会に対応したまちづくりを推進する。

本事業の推進により、本市の構造的な課題の解決を図るとともに、国が推進する「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」の概念に基づき、地勢による利便性、住環境の良さ、市民協働や教育などの地域資源が有機的に連携した時代に合った新しい暮らし方の実現を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生推進交付金【A3007】

① 事業主体

東松島市

② 事業の名称及び内容：「協働」「教育」「交流」による地域活性化プロジェクト

・「教育が充実しているまち」としてのブランド確立

本事業は、子育て世帯の教育移住を促進するため、「森の学校」等の本市の特徴的な取り組みの推進、郷土愛を育むコミュニティスクール・キャリア教育の推進、子どもが様々なスポーツを体験できる総合型地域スポーツクラブの設立に取り組み、「教育が充実しているまち」としてのブランド確立を実現させるものであり、同時に、本市の強み（利便性、教育、子育て）の情報発信強化に努める。

・「環境未来都市構想」の推進

地域再生基本方針において、地方創生実現のため連携を深める分野とされている環境未来都市の取り組みである。実現の過程においては、地方公共団体のみならず、これまでの環境未来都市構想における経験を活かした民間の資金やノウハウ、NPO等の活用など、多様な主体の取り組みにより、子どもからお年寄りまで全ての市民が役割を担うような「補欠のいない」社会（すなわち「一億総活躍社会」）の実現を目指すものである。

③ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

東日本大震災の復興まちづくりに関する中間支援組織として、（一社）東松島みらいとし機構（以下「HOPE」。）を設立した。民間団体はHOPEに会員として所属（約40社。平成28年4月末）しており、これまで様々な地域課題解決につながる事業を官民連携により取り組んでいる。官民連携においてポイントとなるのは、事業目的の共有、役割分担の明確化、情報共有、財源負担の整理等であり、民側に当事者意識を持ってもらえるような動機づけをすることが重要である。

【地域間連携】

未利用地が多い地方都市と、比較的少ない都市が連携することにより、地方都市にとっては、土地利用の増加等による地域活性化、都市にとっては特別な体験によるストレスケアや生活の質の向上等、双方それぞれのメリットについて、共有することが重要である。

【政策間連携】

新しい人の流れを実現するためには、自然を活かした森の学校という地域特性のある教育活動、交流人口を回復させるための観光復興、協働による新しい公共による新たなサービスの創造の展開を一体的に進める。

【自立性】

事業効果、地域や企業との協働により事業主体を選定し、シビックエコノミーの観点から各事業継続可能性について判断することとなるが、基本的には、地域の課題解決に利益を再投資することを目的に、平成 28 年 4 月 1 日よりスタートした「地域新電力事業」（地方創生先行交付金）、ふるさと納税等を活用し、財源を確保する。

【その他の先導性】

本市は、平成 23 年 11 月に環境未来都市に選定（全国 11 都市・地域）されている。環境未来都市とは、環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の 3 つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトのことである。環境未来都市であることは、他市町村にはない特徴であり、採択後、環境、超高齢化社会、防災において様々な事業に取り組んできたことは、地方創生に先行した取組みである。事実、本市のこれまでの環境未来都市構想の取組みを評価いただき、「G 7 富山環境大臣会合」においても、再生可能エネルギーを活用した先導的防災対策等を国内の優良事例として世界中に発信している。本計画は、環境未来都市構想と連動していくものである。

④ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 28 年度 （1 年目）	平成 29 年度 （2 年目）	平成 30 年度 （3 年目）	KPI 増加分の 累計
新たなビジネスに 取り組む実施主体 数	1 主体	1 主体	2 主体	4 主体
お試し移住件数	10 件	30 件	60 件	100 件
雇用創出数	10 人	30 人	60 人	100 人

⑤ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3 月末時点の KPI の達成状況を地方創生担当部署が取りまとめて、「東松島市復興まちづくり市民委員会」（「東松島市総合戦略」を策定）の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。また、必要に応じて地方版総合戦略や今後の事業運営方針に反映させる。検証結果は本市公式 WEB サイト上で公表する。

⑥ 交付対象事業に要する経費

法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費：60,000 千円

⑦ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日

⑧ その他の必要な事項

該当なし

(2) 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

東松島市

② 事業の名称：移住定住促進プロジェクト

③ 事業の内容

空き家等の利活用の観点からは、所有者の意向を把握して最も有効な方策（利活用、解体）を導き出すとともに、利用可能なものを整理（データベース化）し、その利活用・管理のプログラムについて検討する。また、工務店組合や建築業者、不動産業者、地域金融機関、各書士会等と連携し、改修費用の融資・補助体制等の構築を実施する。

移住定住促進の観点からは、本市や都市部での移住カフェ（本市の魅力発信、先輩移住者の体験談の紹介、意見交換等）やモニターツアー（体験型観光（農業漁業体験、奥松島遊覧体験等を実施）、震災スタディツアー（震災遺構、復興まちづくりの取組を視察）等）の開催に加え、お試し移住・定住のアフターフォロー（生活相談、先輩移住者との交流の場の提供等）を実施する。

なお、本市と工務店組合、建築業者、不動産業者、地域金融機関、商工会、行政書士等関係機関との連携体制を構築するため、「東松島市空き家・空き地利活用検討委員会（仮称）」を設置し、空き家等の利活用に関する計画の策定や定期的・横断的な情報交換等を実施する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業の実施に伴い発生する経費（モニターツアーや移住カフェの開催経費、情報発信経費等）については、事業推進主体への設置を目指している「移住定住ワンストップ窓口」の下、モニターツアーや移住カフェへの参加料により賄い、事業としての自走を図る。

また、工務店組合や建築・設計業者等においては、移住転入者からの依頼により空き家の改修、空き地への住宅建築を実施し、地域金融機関においては、空き家改修に係る融資等を実施する。各民間事業者においてもスムーズな事業展開を図り、事業としての自走を図る。

【官民協働】

本市においては、「東松島市空き家・空き地利活用検討委員会（仮称）」の橋渡し役として、工務店組合や不動産業者、商工会、地域金融機関、行政書士など関係機関との連絡調

整等を実施するほか、事業推進主体においては、「観光」から「お試し移住」、「移住（住まい）」等に関するワンストップでの情報提供を実施する観点から、本市の「空き家バンク」の引き継ぎ（発展的移行）に向けた本市との協議を実施し、引き継ぎ実現後は、情報発信、相談受付、都市部住民を対象としたモニターツアー等を実施する。

また、民間事業者においては、空き家の改修に向けたリフォームプラン等の提案や、空き家の改修等を実施するほか、地域金融機関においては、空き家改修に係る融資等の実施により、スムーズな事業展開を図る。

【政策間連携】

本事業により、都市部住民の移住定住を促進させるとともに、「コミュニティビジネス推進事業」、「健康増進事業」、「移転元地の利活用事業」との連携により、雇用の創出を通じた地域経済の活性化や、被災元地や公共施設の利用促進による本市財政負担の軽減化を図る。

【地域間連携】

本市の観光関係団体と連携し、復興まちづくりのため支援をいただいた首都圏の自治体や友好都市を対象としたモニターツアー（農業、漁業等の体験型観光）を実施し、一時滞在先としての空き家の利活用を図るとともに、相互交流による観光物産振興を図る。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	事業開始前 (現時点)	平成 28 年度 増加分 (1 年目)	平成 29 年度 増加分 (2 年目)	平成 30 年度 増加分 (3 年目)	KPI 増加分 の 累計
移住転入者数	0 人	0 人	20 人	20 人	40 人
空き家バンク への登録件数	0 件	0 件	5 件	5 件	10 件
空き家バンク への希望申込 件数	0 件	0 件	3 件	3 件	6 件

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を地方創生担当部署が取りまとめて、「東松島市復興まちづくり市民委員会」（「東松島市総合戦略」を策定）の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。また、必要に応じて地方版総合戦略や今後の事業運営方針に反映させる。検証結果は本市公式WEBサイト上で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費：15,473千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日

(3) 地方創生拠点整備交付金【A3007】

① 事業主体

東松島市

② 事業の名称：「市民協働のまち」拠点づくりプロジェクト

③ 事業の内容

本市においては、「市民協働」の理念に基づき、市民の「心」を合わせ、まちづくりを進めてきた^(注)。しかし、東日本大震災により各地域内のコミュニティが分断されたことに加え、集団移転団地に多くの住民が転入したことから、地域コミュニティの再生・形成が急務となっている。また、人口減少・高齢化に対応するためには、地域の住民が地域の課題に対して自ら考え、課題解決に向けた取組が不可欠。

こうした背景を踏まえ、過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して先行的に実施している「小野地域コミュニティ再生事業」においては、地場製品のブランド化や販売、地域循環交通の提供等について検討しているが、これらを具現化するための拠点づくりが課題となっている。

本事業においては、上記で検討した事業を推進する観点から、本事業実施地区（小野地区）に所在する「東松島市小野市民センター」において、地場製品の直売など地域コミュニティ組織の日常的な活動拠点として「直売所・事務室」を整備するとともに、付随する設備の改修等を実施する。

(注) 本市では、各地域の課題を地域で解決していく取組を推進する観点から、生涯学習活動等の拠点であった公民館を、防災や福祉等の地域のまちづくりの総合拠点（市民・地区センター）としての転換を図った。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本施設を活用した取組（地場製品の直売等）の展開に際し、施設の維持管理費や人件費が発生することとなるが、当面は、直売所のスペース使用料（民間事業者・個人）により賄うこととする。また、将来的には、直売のみならずインターネットを活用した通信販売を実施し、事業としての自走を図る。

【官民協働】

「小野地域まちづくり協議会」（地域住民により構成される各地区協議会、専門部会（防犯防災、健康福祉、教育文化等）の上位組織）において、地場製品の直売等の取組を実施することとなるが、事業として自走するためには、これらのニーズの増加に資する取組を進める必要がある。行政においては、これらの取組の地区内外へのPRに加え、ふるさと納税（返礼品）を通じた地場製品の紹介など側面的な支援を実施する。

【政策間連携】

地方創生加速化交付金で検討を進めている「健康・食の魅力発信をテーマとした観光プログラム」の実施に際し、地場産品（そば、キュウリ、ブルーベリー等）や生産者との交流の機会の提供により、観光客や視察研修生^(注)の満足度を高め、リピーターとしての再訪につなげることで、交流人口の拡大を図る。

(注) 復興状況等の見学を通して、日々の防災への備えの大切さと、クリーンで持続可能なまちづくりを学習。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	事業開始前 (現時点)	平成 28 年度 (1 年目)	平成 29 年度 (2 年目)	平成 30 年度 (3 年目)
雇用創出数	0 人	0 人	1 人	1 人
直売所の使用料	0 千円	0 千円	0 千円	3,000 千円
通信販売の売上	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

	平成 31 年度 (4 年目)	平成 32 年度 (5 年目)	KPI 増加分の 累計
雇用創出数	2 人	3 人	7 人
直売所の使用料	4,000 千円	5,000 千円	12,000 千円
通信販売の売上	2,000 千円	4,000 千円	6,000 千円

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を地方創生担当部署が取りまとめて、「東松島市復興まちづくり市民委員会」（「東松島市人口ビジョン・総合戦略」を策定）の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。また、必要に応じて、「東松島市人口ビジョン・総合戦略」や今後の事業運営方針に反映させる。検証結果は本市公式WEBサイト上で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 120,000 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

5-3 その他事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

協働のまちづくり推進事業

事業概要：市民協働によるまちづくりを推進するため、地域自治組織や地域活動団体及び市民が安心して活動ができるように財政的支援及び意識啓発を行う。

実施主体：東松島市

事業期間：平成 28 年度～平成 32 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

事業の K P I について、実績値を公表する。また、「東松島市復興まちづくり市民委員会」（「東松島市総合戦略」を策定）により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

毎年度末（3月）に外部有識者（東松島市復興まちづくり市民委員会）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する予定。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成 28 年度 (1 年目)	平成 29 年度 (2 年目)	平成 30 年度 (3 年目)
新たなビジネス に取り組む実施 主体数	0 主体	1 主体	1 主体	2 主体
お試し移住件数	0 件	10 件	30 件	60 件
雇用創出数	0 人	10 人	31 人	61 人
移住転入者数	0 人	0 人	20 人	20 人
空き家バンクへ の登録件数	0 件	0 件	5 件	5 件
空き家バンクへ の希望申込件数	0 件	0 件	3 件	3 件
直売所の使用料	0 千円	0 千円	0 千円	3,000 千円
通信販売の売上	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

	平成 31 年度 (4 年目)	平成 32 年度 (5 年目)	KPI 増加分の 累計
新たなビジネス に取り組む実施 主体数	0 主体	0 主体	4 主体
お試し移住件数	0 件	0 件	100 件
雇用創出数	2 人	3 人	107 人
移住転入者数	0 人	0 人	40 人
空き家バンクへ の登録件数	0 件	0 件	10 件
空き家バンクへ の希望申込件数	0 件	0 件	6 件
直売所の使用料	4,000 千円	5,000 千円	12,000 千円
通信販売の売上	2,000 千円	4,000 千円	6,000 千円

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の方法

目標の達成状況については、検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。